

## 今宿商工業協同組合イメージキャラクターいまじゅくまの使用に関する要綱

### 第1条（目的）

この要綱は、今宿商工業協同組合イメージキャラクターいまじゅくま（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（キャラクターに関する権利）

キャラクターに関する一切の権利は、今宿商工業協同組合（以下「商協」という。）に属する。

### 第3条（使用の申請）

キャラクターを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、又は商協が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除いて、今宿商工業協同組合理事長（以下「理事長」という。）の許可を受けなければならない。

（2）前項の許可を受けようとする者は、今宿商工業協同組合イメージキャラクターいまじゅくま使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、商協に提出しなければならない。

1. 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
2. キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
3. その他商協が必要と認める書類

### 第4条（使用の許可）

商協は、前条に規定する使用の申請（以下「使用申請」という。）があった場合は、その内容を審査し、当該使用が商協の認知の推進や商協のPRに寄与すると認めるときは、使用を許可（以下「使用許可」という。）することができる。この場合において、商協は必要があると認める場合には、キャラクターの使用方法その他について、条件を付することができる。

（2）商協は、使用許可を行ったときは、今宿商工業協同組合イメージキャラクターいまじゅくま使用許可書（様式第3号）を申請者へ送付する。

### 第5条（使用許可の制限）

キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、商協は許可しないも

のとする。

1. 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
2. 商協の信用又は品位を害するものと認められる場合
3. 第三者の利害を害するものと認められる場合
4. 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者に商品等を販売する場合
6. 今宿商工業協同組合暴力団排除条例（平成22年条例第200号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員が使用する場合又はこれらの者と密接な関係を有する場合
7. キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
8. キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
9. 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
10. キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合
11. その他商協が使用許可を不相当と認める場合

#### 第6条（使用料）

キャラクターの使用料については、無料とする。

#### 第7条（地位の承継）

相続、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができる。

#### 第8条（使用上の遵守事項）

第4条の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 許可された使用内容のみに使用をすること。
2. 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
3. 第4条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
4. キャラクターを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、許可番号（「©2015 いまじゅくま#〇〇〇」又は「©2015 ima jyukuma#〇〇〇」）をその商品、包装、広告

等に必ず明示すること。

#### 第9条（許可内容の変更等）

使用者が使用許可の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ今宿商工業協同組合イメージキャラクターいまじゅくま変更使用申請書（様式第2号）を商協に提出し、商協の許可を受けなければならない。

（2）商協は、前項に規定する変更の申請（以下「変更申請」という。）を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは、これを許可し、今宿商工業協同組合イメージキャラクターいまじゅくま変更使用許可書（様式第4号）を交付する。

#### 第10条（許可の取消し等）

商協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可（前条の追加又は変更の許可があったときは、その追加又は変更のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

1. 使用者がこの要綱に違反した場合
2. 使用者が第4条の使用許可に付した条件に違反した場合
3. 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
4. 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
5. その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められた場合

（2）商協は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（3）商協は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

#### 第11条（使用の非独占性等）

この要綱による使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について商協の推奨を行うものではない。

#### 第12条（経費等の負担）

商協は、この要綱による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

#### 第13条（損失補償等の責任）

商協は、キャラクターの使用を許可したことに起因する損害補償等について、一切

の責任を負わない。

(2) 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負い、商協に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

(3) 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により商協に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を商協に賠償しなければならない。

#### 第14条（情報の公開）

商協は、キャラクターの使用許可の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクターの使用許可の状況等について情報を公開することができる。

#### 第15条（事務）

この要綱に関する事務は、今宿商工業協同組合事務局が行う。

#### 第16条（その他）

この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、商協が別に定める。

#### 附則

（施行期日）[1] この要綱は平成27年10月1日から適用する。

申請先・お問い合わせ  
今宿商工業協同組合  
〒819-0167 福岡市西区今宿 2-2-29  
電話 092-806-0373